

夫婦ともに実施する講座等チェックリスト

(稲敷市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第1項第11号)

稲敷市結婚新生活支援補助金を申請するためには、次に掲げる講座等いずれか1つを夫婦ともに実施していることが申請条件になります。

ア	ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て 世帯との意見交換を含む。)		
	講座名	申請者 実施日	配偶者 実施日

イ	プレコンセプションケアに関する講座の受講		
	講座名	申請者 実施日	配偶者 実施日
	「プレコンセプションケア啓発動画 2022」(e-ラーニング講座) ※裏面にQRコードあり		

ウ	医療機関への妊娠・出産に関する相談		
	講座名	申請者 実施日	配偶者 実施日

※医療機関から、ウの条件を満たす証明書等を発行してもらう必要があります。

エ	共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講		
	講座名	申請者 実施日	配偶者 実施日

※ア、イ、については、講座を受けたことがわかる参加者名簿、受講証明書等、参加資料等が必要となります。また、受講した講座等を審査させていただき、要件に満たないと判断した場合は不可となる場合もございます。

※記載してある講座(e-ラーニング講座)は、審査済の講座になるため、受講した時点で要件を満たします。

上記の講座等について、記載のとおり受講したことを認めます。

申請者: _____

配偶者: _____

*******裏面にe-ラーニング講座の紹介があります*******

eラーニング講座の紹介

講座等 イ に該当するeラーニング講座

・国立研究開発法人国立成育医療研究センター

「プレコンセプションケア啓発動画 2022」



<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/>

上記は、稲敷市で認めている稲敷市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第1項第11号を満たすeラーニング講座になります。